

令和8年三重県議会定例会 予算決算常任委員会

総務地域連携交通分科会

提出資料

◎ 議案説明事項

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

令和8年3月13日
議 会 事 務 局

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

令和7年12月16日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額を次のとおり改定するものである。

【議員報酬の月額】

議長	1,063,000円	(現行	1,036,000円)
副議長	938,000円	(現行	914,000円)
議員	865,000円	(現行	843,000円)

第2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月二十五日

提出者

倉本 崇弘
田中 智也
藤根 正典
杉本 熊野
野口 正
村林 聡
稲垣 昭義
青木 謙順
津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。</p> <p>議長 月額 百六万三千円</p> <p>副議長 月額 九十三万八千円</p> <p>議員 月額 八十六万五千円</p>	<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。</p> <p>議長 月額 百三万六千円</p> <p>副議長 月額 九十一万四千円</p> <p>議員 月額 八十四万三千円</p>

附則

（施行期日）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

令和七年十二月十六日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。